

## 魚沼地区障害福祉組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和42年12月25日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の指定する上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(緊急事態の場合における例外)

第3条 天災その他緊急の事態に際し必要な場合においては、前条の規定にかかわらず、任命権者は、職員が宣誓を行う前においても、その職務を行わせることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合職員のサービスの宣誓に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

⑩